

令和7年 第5回津幡町教育委員会議事録

1 日 時 令和7年4月23日（水）開会 午後1時30分、閉会 午後2時38分

2 場 所 津幡町役場 205研修室

3 出席委員（5名）

吉田克也教育長、山本祝男委員、越村 崇委員、渡邊加寿子委員、
藤田順子委員

欠席委員

4 事務局説明員 北山ゆかり教育部長、本多克則教育総務課長、霜明晃学校教育課長、
山崎明人生涯教育課長

事務局書記 北川恵津子教育総務課専門員

5 議題及び審議結果

報告第10号 行政委員会等の会議及び委員委嘱の報告について 承認

報告第11号 第2期津幡町教育振興基本計画について 承認

報告第12号 津幡町教育委員会後援等名義使用申請について 承認

議案第17号 津幡町立図書館防犯カメラの管理及び運用に関する要綱
の制定について 可決

その他（1） 令和7年度教育委員会事務局事務分掌について 了承

その他（2） 令和7年度石川縣市町教育委員会連合会定期総会について 了承

その他（3） 令和7年度河北郡市教育委員会連合会定期総会について 了承

その他（4） 令和7年度津幡町学校訪問計画について 了承

その他（5） 令和7年度図書館事業計画について 了承

その他（6） 当面する諸行事について

その他（7） その他

6 議事の経過等 以下のとおり

吉田教育長が開会を宣言し、議事録署名委員として越村委員を指名した。引き続き、教育長の
諸般の報告を行い、本日の議件について審議に入った。

審議に入り、報告第10号から報告第12号、議案第17号、その他（1）から（7）について別添
資料に基づき事務局より報告・説明し、質疑応答が行われ、承認・可決・了承した。また、5月
の会議の開催日を次のとおり決定し、閉会した。

5月の教育委員会議日程：令和7年5月20日（火）午後1時30分から

7 主な質疑・応答の内容について 別紙議事要旨のとおり

議 事 要 旨

発 言 者	発 言 要 旨
	〔開会〕 午後 1 時 30 分
	吉田教育長は、委員定数 5 名中 5 名出席により定足数に達しており、本会議が有効と認め第 5 回津幡町教育委員会の開会を宣言した。
<日程第 1 議事録署名員の指名>	
吉田教育長	あいさつ。会議日程にそって進めさせていただきます。日程第 1 議事録署名員の指名に入ります。本日の議事録署名員には、越村委員を指名します。
全委員	了承
<日程第 2 前回会議録報告（令和 7 年 第 4 回）>	
吉田教育長	それでは、日程第 2 前回議事録の報告をお願いします。
北川書記	（令和 7 年 3 月 21 日（金）開催の第 4 回教育委員会議内容を報告する。）
吉田教育長	ただいまの報告で何かご質問等ございますか。……よろしいでしょうか。
全委員	了承
<日程第 3 教育長の諸般の報告>	
吉田教育長	それでは、日程第 3 教育長の諸般の報告に入ります。別紙資料をご覧ください。3 月 22 日から本日までの報告となります。主なものだけ取りあげていきたいと思います。 4 月 11 日、全国町村教育長会理事会が東京で開催され、出席して参りました。午前、5 月に開催される定期総会に提出される議案について審議が行われました。続いて、令和 6 年度の会務報告と歳入歳出の決算報告、令和 7 年度の事業計画歳入歳出予算案が提示され、すべて理事会で承認されました。午後は、文部科学省の行政説明が行われ、デジタル教科書の今後についてや部活動の地域移行についてなど、担当者からの説明を受けました。 4 月 21 日に特別支援教育支援の研修会を福祉教育プラザで開催しました。金沢教育事務所の池田指導主事を講師にお招きし、「特別支援教育支援員の役割と心構え」というテーマで講話をいただきました。その後、グループに分かれて、支援の方々が日頃の悩みや効果的な関わり方などの情報交換を行いました。 主なものについての報告は以上です。何かご質問等ありましたらお願いします。…よろしいでしょうか。
全委員	了承
<日程第 4 報告する議案 報告第 10 号、第 11 号>	
吉田教育長	それでは、続きまして日程第 4 報告する議案に入りたいと思います。報告第 10 号行政委員会等の会議及び委員委嘱の報告について事務局よりお願いします。

議 事 要 旨

山崎課長	生涯教育課より4件の行政委員会の報告をいたします。 (資料P1、当日資料に基づき、津幡町図書館協議会の会議内容及び公民館運営審議会、津幡町青少年育成センター運営協議会、豊かな心を育む町民会議の委嘱について報告する。)
吉田教育長	ただいまの報告につきまして、何かご質問等ありましたらお願いします。……よろしいでしょうか。
全委員	承認
吉田教育長	続きまして、報告第11号第2期津幡町教育振興基本計画について事務局よりお願いします。
本多課長	教育総務課より第2期津幡町教育振興基本計画について報告いたします。 (別冊資料に基づき、前回会議で指摘された部分の修正を終え、4月議会全員協議会で報告後、公表する予定であることを報告する。)
吉田教育長	ただいまの報告につきまして、何かご質問等ありましたらお願いします。……よろしいでしょうか。
全委員	承認
＜追加日程第1 報告する議案 報告第12号＞	
吉田教育長	続きまして、追加日程第1に入ります。報告第12号津幡町教育委員会後援等名義使用申請について事務局よりお願いします。
山崎課長	生涯教育課より津幡町後援等名義使用申請について報告いたします。(当日資料に基づき、申請4件について承認したことを報告する。)
吉田教育長	ただいまの報告につきまして、何かご質問等ありましたらお願いします。……よろしいでしょうか。
全委員	承認
＜日程第5 審議する議案 議案第17号＞	
吉田教育長	続きまして、日程第5、審議する議案につきまして、議案第17号津幡町立図書館防犯カメラの管理及び運用に関する要綱の制定について、事務局の方から説明をお願いします。
山崎課長	(資料P3に基づき、津幡町立図書館防犯カメラの管理及び運用に関する要綱の制定について説明する。防犯カメラの管理などの要綱については町(役場)が全体を管理しているが、図書館への設置については、教育委員会で定めるよう決められていることを説明。他の市立図書館なども同様の形式を取っており、本日可決されれば明日から防犯カメラを使用していく予定であることを説明する。)

議 事 要 旨

山本委員	他の施設の設置に関しては町長が定めているのに、図書館に限って教育長が要綱を定めることになっているのはなぜですか。図書館に限った要綱文が見当たらない。町の公共施設の取扱要綱は町で一括して定めているのに、二重に定めることにはならないのですか。
山崎委員	図書館はどのような本を読んでいるかなど個人情報に関係する部分もあるため、教育委員会で別に要綱を定めるよう決められております。教育委員会独自で定めているものとしては記録データの保存期間等という項目があります。第6条に定められており、録画日の翌日から起算して1週間と定められております。
吉田教育長	その他、ご質問はございますか。……よろしいでしょうか。
全委員	可決
<日程第6 その他の議事（１）～（７）>	
吉田教育長	それでは、日程第6 その他の議事（１）令和7年度教育委員会事務局事務分掌について事務局よりお願いします。
本多課長	（資料P5、6に基づき、令和7年度教育総務課事務分掌について説明する。）
霜課長	（資料P7、8に基づき、令和7年度学校教育課事務分掌について説明する。）
山崎課長	（資料P9、10に基づき、令和7年度生涯教育課事務分掌について説明する。）
吉田教育長	ご質問はございますか。……よろしいでしょうか。
全委員	了承
吉田教育長	続きまして、（２）令和7年度石川縣市町教育委員会連合会定期総会について及び（３）令和7年度河北郡市教育委員会連合会定期総会について、事務局より説明をお願いします。
本多課長	（当日資料P16～22に基づき、令和7年度石川縣市町教育委員会連合会定期総会について、令和7年度河北郡市教育委員会連合会定期総会について説明する。）
吉田教育長	ご質問はございますか。……よろしいでしょうか。
全委員	了承
吉田教育長	続きまして、（４）令和7年度津幡町学校訪問計画について、事務局よりお願いします。
霜課長	（資料P11に基づき、令和7年度津幡町学校訪問計画について説明する。）
吉田教育長	ただいまの説明につきまして、ご質問はございますか。……よろしいでしょうか。
全委員	了承
吉田教育長	続きまして、（５）令和7年度図書館事業計画について、事務局よりお願いします。
山崎課長	（資料P13～15に基づき、令和7年度図書館事業計画について説明する。）
吉田教育長	ご質問はございますか。……よろしいでしょうか。

議 事 要 旨

全委員	了承
吉田教育長	続きまして、(6) 当面する諸行事について事務局よりお願いします。
本多課長	教育総務課と教育委員会全体に関するものについてご説明します。(資料に基づき、5月の教育委員、教育総務課関係諸行事について説明する。) 次回の教育委員会議を、5月20日(火)午後1時30分から開催したいと思っておりますがいかがでしょうか。
全委員	了承
吉田教育長	では(7)その他に入らせていただきます。教育総務課からお願いします。
本多課長	(令和7年度教育委員会腫瘍行事年間予定、令和7年度津幡町土曜学習プログラム、令和7年度教育委員が委員となる会議等について説明する。)
(教育委員の出席する行事等について確認を行う。)	
吉田教育長	教育総務課から5月の教育委員会の行事について説明がありましたが、何かご質問、確認しておかなければならないことはありませんか。……よろしいでしょうか。
全委員	了承
吉田教育長	それでは、学校教育課からお願いします。
霜課長	(当日資料に基づき、令和7年度津幡町中学生海外派遣交流事業、津幡町立中学校の生徒に係る学校給食費無償化について説明する。)
吉田教育長	学校教育課からの報告に関して、ご質問等はございますか。
山本委員	学校給食の無償化は9月からとなっておりますが、4月から無償化とするのはできなかったのですか。また教職員も無償化の対象ですか。
北山部長	国からは令和8年度から無償化を行うとのことでしたので、できる限り前倒しして、当町としては9月から無償化を行うとなった次第です。また、教職員は無償化の対象とはなりません。学校の規模によって給食単価は変わるため市町によって金額は異なりますが、教職員からは給食代をいただいています。
山本委員	無償化になっても給食の量と質は落とさないでいただきたい。現在の質をできるだけ維持してください。
吉田教育長	財政の面もありますが、できる限り給食の質は維持していきたいと思っています。
山本委員	よろしくお願いします。
吉田教育長	それでは、生涯教育課からお願いします。
山崎課長	(当日資料に基づき、令和7年度サークル登録、令和7年度津幡町生涯学習センターサークル登録名簿、令和7年度津幡町公民館生涯学習サークル登録名簿について説明する。)
吉田教育長	生涯教育課からの報告に関して、ご質問等はございますか。……よろしいでしょうか。
全委員	了承

議 事 要 旨

吉田教育長	それでは、(7) その他としまして事務局からは以上となりますが、委員の皆様から何かございましたらお願いします。
山本委員	最近、天気予報で落雷、雷の情報が非常に多く出ています。先般、奈良県のグラウンドで数名の子供たちが落雷により怪我を負ったという事故がありました。もともと石川県を含む日本海側は落雷が多い地域です。津幡町の学校に避雷針は付いていますか。また、避雷針が付いている場合、その設置によって学校敷地全体をカバーできているのですか。
本多課長	避雷針は、基本的に、基本高さが 20 メートル以上の建物には設置されているので、高さ 20 メートルを超えている学校や体育館であれば設置されています。避雷針は建物のみをカバーするので、グラウンド全てがカバーできるというものではありません。
山本委員	先ほど言った奈良県の場合はグラウンドに雷が落ちています。落雷注意報が出た時、グラウンドでの活動はどのように指導しているのですか。落雷注意報が出た時のマニュアル等がありますか。
吉田教育長	その時の教員の判断によります。明確なマニュアルはまだないです。しかし、このような事故事例があるので、危機管理について職員は共通理解していると思います。特に屋外競技や体育の時間は、一番危ないのは雷と認識していますから、雷が鳴ったらすぐに避難するようにしています。
本多課長	避雷針は、逆に避雷針があるために雷を誘導することもあります。そのため、グラウンドをカバーしようと思って避雷針を立てると、かえって危ないこともあるので設備面だけで防止しようするのは難しいです。
山本委員	設備での対策が難しいのであれば、落雷の危険性が出た時に子どもたちをどう守るか、ということを考えて避難マニュアルや行動マニュアルを作成するなど、意識面から子どもたちの安全を守ってほしいと思います。
吉田教育長	このような危機管理に関しては、また校長会等でしっかりと連絡をしていきたいと思います。
山本委員	最近、津幡町は科学のまちを目指し、科学教育に力を入れていますが、もう 1 つ、英語教育にも力を入れようとしているように感じられます。自然体の中で英語力が身に付くような雰囲気のマチづくりとして、津幡町も何か取り組みができたらと思います。英語に力を入れるのであれば、それができるような土壌づくりを町独自の教育として行っていくといいと思います。
吉田教育長	英語スピーチコンテストも年々レベルアップしています。現在の科学教育のように、将来的には英語教育にも重点を置いて具体的な取り組みが出来るようになればと思います。
渡邊委員	各学校に任せるのではなく、町全体として共通した思いがあっても良いと思います。

議 事 要 旨

吉田教育長	確かにそれも 1 つの方法です。また、各学校に委ねるのも 1 つの方法です。いろいろ考えがあると思いますので津幡町としてどのような方法が良いのか考える必要があります。学校に委ねると校長が変わると方針が変わることもありますので、ある一定の指針を町で共通の柱として作成するのが良いのではないかと考えています。
渡辺委員	私もそう思います。
吉田教育長	その他、よろしいでしょうか。……では、以上をもちまして、令和 7 年第 5 回教育員会議を閉会します。お疲れさまでした。
〔閉会〕 午後 2 時 38 分	